

平成十二年十月二十五日提出
質問 第一一九号

東海地方集中豪雨に関する質問主意書

提出者 伴野 豊

東海地方集中豪雨に関する質問主意書

平成十二年九月十一、十二日に東海地方において発生した集中豪雨により多くの事業主は事業活動の縮小を余儀なくされている。しかしながら、この災害に対して雇用調整助成金特例措置はなされていない。

従って次の事項について質問する。

1 東海地方集中豪雨による事業者の規模縮小状況等について調査されたのか。されたのなら、どのような結果であったか。

2 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震他四つの災害については雇用調整助成金特例措置がなされているが、東海地方集中豪雨に伴う雇用調整助成金特例措置は今後なされるのか。なされないとするならば、その理由は何か。

3 天災等の予期せぬ事態により、事業主、労働者が不利益を蒙った場合の援助基準があるのか。右質問する。